協会通知

**令和６年度**

**「自動車運転免許取得支援」助成金受付開始**

一般社団法人 鳥取県トラック協会

**１**．**対象事業**

鳥ト協の会員事業者が従業員に大型免許・中型免許・準中型免許・牽引免許取得及び、特例教習の受講のために要した費用。但し、鳥取県内の自動車学校に限る。

**２．申請対象期間**

**令和６年４月１日～令和７年２月２８日**

上記期間内であっても、予算額に達した場合は、申請受付を終了します。

**３．申請対象者**

令和６年４月１日から令和７年２月２８日までに**免許を取得**し、**支払い（会社負担）が終了**する会員事業者。

　　　　※人手不足に対応するため、令和6年4月1日以降に免許を取得するにあたり、前年度に採用した中途採用者については、自動車学校への入校時期が前年度の令和6年3月1日以降に入校手続きを行ったものについても助成対象とする。

　　　　　但し、助成対象になる免許取得日は令和6年4月1日以降のものに限る。

　　　　※令和6年4月1日以降の採用が内定している高等学校以上の教育機関の新規卒業者については、入社の前年度であっても採用内定後の自動車学校への入校及び免許取得については助成対象とする。

　　　　※全ト協以外の国や自治体その他団体等の実施する同内容の助成金との併用は出来ません。

　　　　※牽引免許の助成金申請は中型・大型免許所持者に限る。

**４．助成金額・予算枠**

（１）助成額

①**免許取得に係る費用（消費税を除く）の２分の１で、大型免許１８万**

**円、中型免許１０万円、準中型１１万円、牽引免許5万円を限度**とする。

②**特例教習の受講費用の３分の１で１０万円を限度とする。（全ト協のみ）**

ただし、千円未満は切捨てとする。

（２）準中型免許の取得または教習受講の助成内訳について

　　　１名につき、鳥ト協は７万円、全ト協は下記①～③を限度とし、各予算の

関係で鳥ト協または全ト協の片方のみの助成となる場合がある。

①準中型免許の取得 　　　４万円を上限

②５トン限定準中型免許の限定解除 　　　２．５万円を上限

③特例教習受講費用の１／３　　　　　　　　１０万円を上限

（３）予算枠 鳥ト協　595万円

　　　　　　　　 全ト協5,925万円（全国）

**５．助成上限数（１事業者）**

鳥ト協：大型・中型・準中型・牽引免許のうちいずれかの免許１会員２申請まで

全ト協：特例教習の受講または準中型免許　１会員３０万円まで

**６．申請時提出書類**

①免許取得支援助成金交付申請書（様式１）

②現在（取得前）の運転免許証の写し

　　　③内定通知書類の写し（新規卒業者のみ）

**７．交付決定日**

内容を精査後、免許取得支援助成金交付決定通知書をＦＡＸで送付する。

**８．実績報告提出書類**

①免許取得支援助成金実績報告書（様式３）

②在籍証明書（様式４）

③大型・中型・準中型・牽引免許取得後の運転免許証の写しまたは特例教習の受講終了証の写し

④教習所への費用支払**領収書（会社あてのもの）**の写し

**（振込みの場合も領収書の発行を依頼してください）**

　　　⑤実績報告時の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のいずれかの写し（全ト協助成金のみ）

　　　⑥健康保険証の写し（全ト協助成金のみ）

**９．実績報告期限**  **取得後、２か月以内**

**最終報告期限：令和7年３月７日（金）**

**10．申請をされる方は、自動車運転免許取得支援助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。**

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 中澤 TEL0857-22-2694

全ト協準中型免許取得助成事業留意事項

**１．事業の趣旨**

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、鳥ト協の会員事業者が、新たに運転者として採用した若年ドライバー（18歳～概ね30歳）の特例教習の受講、準中型免許習得について支援を行う。

**２．助成対象**

令和6年度においては、下記①～⑥のすべての要件を満たすこと。

1. 鳥ト協の会員事業者
2. 当該事業者が、令和6年4月1日以降に、当該運転者を採用していること
3. 当該運転者が、平成3年6月2日以降生まれであること
4. 当該運転者が、令和5年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講終了または準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること
5. 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること
6. 鳥ト協以外の国や地方自治体、他団体等による免許取得に対する補助金の併用をしていないこと

**３．助成金額**

(1)特例教習受講費用の１／３ １００，０００円を上限

(2)準中型免許の取得 ４０，０００円を上限

(2)５トン限定準中型免許の限定解除 ２５，０００円を上限

会員１事業者につき、30万円を上限とする

ただし、運転者が個人で準中型免許取得費用を支払った場合は、助成の対象外

**４．申請受付**

　①令和5年4月1日～令和7年2月28日まで

※上記期間内に特例教習の受講修了もしくは準中型免許を取得もしくは予定のも

のに限る

　　詳細は、鳥ト協「中澤」までお問い合わせください。